

『地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金』『急性期医療臨時支援事業支援金』についてのQ&A（令和8年7月7日）

分類	No.	項目	回答
1. 対象事業者	1	病院所在地は都内だが、開設者所在地が都外	開設者所在地が都外でも、病院所在地が都内の病院は対象になります。
	2	地域医療確保緊急支援事業の、高齢者受入体制確保事業または小児・産科・救急医療受入推進事業に参画している場合でも、本事業に申請できるのか	ご申請いただけます。
	3	地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業と急性期医療臨時支援事業のどちらも申請することが可能なのか	それぞれの要件に合致していれば、両方の支援事業にご申請いただけます。
	4	東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金を申請している場合でも、本事業に申請できるのか	ご申請いただけます。
2. 対象期間	1	交付対象期間途中に開設・閉院・休止した場合	本事業は四半期ごとの申請となっておりますが、交付申請兼実績報告書等の誓約事項にもあり、各交付対象期間内に継続して事業を実施していたことを要件とするため、対象となりません。ただ、他の四半期で継続して事業を実施していた場合、該当四半期のご申請はいただけます。 （例）5月5日に新規開設し、年度末まで継続して実施した場合。 第1四半期（4月1日～6月30日）分の申請は対象となりません。 第2四半期以降（7月1日～）の申請は対象となります。 ※該当する場合は個別にご連絡ください。
	2	第1四半期の申請を忘れていた場合、第2四半期の申請の際にまとめて申請できるか	できません。各四半期ごとに定める申請期間中に申請いただく必要がありますので、忘れずに申請手続きを行うようお願いします。
	3	（急性期医療臨時支援事業） 四半期の途中（ex.5月）から実施要綱に定められている入院料を算定することになった場合	実施要綱に記載のとおり各四半期の初日が基準日となりますので、申請対象となるためには、基準日時点で対象となる入院料を算定している必要があります。 例の場合（5月から算定）、第1四半期の基準日は4月1日となりますので対象外となりますが、第2四半期の基準日は7月1日のため、5月以降算定していれば申請いただけます。

『地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金』『急性期医療臨時支援事業支援金』についてのQ&A（令和8年7月7日）

分類	No.	項目	回答
3. 算定方法	1	支援金の算定はどのようにするのか	算定方法は以下のとおりです。 【緊急・臨時支援事業】 $500円 \times (\text{交付対象期間の延べ入院患者数})$ (例) 第1四半期（4月1日から6月30日）の交付対象期間の延べ入院患者数が5,025人の病院の場合 $500円 \times 5,025人 = 2,512,500$ $\Rightarrow$千円未満切り捨てのため、2,512,000円 【急性期医療臨時支援事業】 $(\text{令和7年度救急車受入件数に応じた基準額}) \times (\text{交付対象期間の延べ入院患者数})$ (例) 令和7年度救急車受入件数が800件で、第1四半期（4月1日から6月30日）の交付対象期間の延べ入院患者数が5,025人の病院の場合 $60円 \times 5,025人 = 301,500$ $\Rightarrow$千円未満切り捨てのため、301,000円
	2	支援金の算出に用いる延べ入院患者数について、病床の種別を問うか	問いません。
4. 申請	1	同一法人で複数の病院があるが、どのように申請したらよいか	お手数ですが病院ごとにご申請ください。
	2	jGrantsでないと申請できないのか	原則JGrantsでのご申請をお願いいたします。 どうしてもJGrantsの利用が難しい場合は、お早めにご相談ください。
	3	交付申請書兼実績報告書の「2 誓約及び確認事項」にある、都が別途行う「経営状況調査」とは何か。昨年度実施している「地域医療に関する調査」とは異なるものか	「経営状況調査」は、昨年度実施した「地域医療に関する調査」とは別に、今年度東京都が実施する調査となります。 調査は、昨年度実施した「地域医療に関する調査」のうち、経営状況に関する調査で伺った事項を中心に、本年6月の診療報酬改定の影響なども踏まえた内容とする予定です。 今後、各施設に調査の御依頼をいたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。
	4	今年度新たに条件に追加された「（令和9年度末までに電子カルテの導入予定がない場合）」というのはどういふことか	昨年度、高齢者等受入体制確保に係る緊急支援事業に申請しておらず、かつ、都が未導入病院に対して訪問又は電話により行ったアプローチの際に「R9年度末までに導入予定なし」とご回答いただいた病院を想定しています。 なお、当時「導入予定なし」とご回答いただいた病院でも、状況等の変化により申請時点で令和9年度末までに導入する予定となった場合は、申請書の誓約欄は導入予定「あり」にチェックを入れてください。 ※別途状況をお伺いする場合があります

『地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金』『急性期医療臨時支援事業支援金』についてのQ&A（令和8年7月7日）

分類	No.	項目	回答
	5	電子カルテ導入に係る都の相談窓口による訪問支援（オンラインによる支援を含む）はどのようにして受けることができるのか	東京都で開設している「電子カルテシステム導入相談窓口」より訪問支援等の申し込みを受け付けておりますので、相談窓口へご連絡いただくをお願いします。 （電子カルテシステム導入相談窓口： https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/iryodigital/denkarusoudan） ※電話での申込も可能ですが、問い合わせフォームでの受付は24時間受け付けています。 なお、訪問日の希望については、直前だとご希望に添えない場合がございますので、希望する日の3週間前を目途にお申し込みください。
	6	電子カルテの導入計画の作成について相談したい場合	導入計画の作成にあたり、導入に向けて不明な点や不安な点などがありましたら、上記「電子カルテシステム導入相談窓口」にご相談ください。 ※相談窓口では、個別の電子カルテベンダーや特定のシステムの紹介・案内、具体的な調査等を行うような本格的なコンサルティングは行っておりません。 なお、東京都では、電子カルテシステム導入のために必要なコンサルタントの活用等に係る費用を補助しておりますので、計画の作成やシステムの導入にあたっては、下記補助事業の活用もご検討ください。 （https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/h_gaiyou/digital_dounyu）
	7	電子カルテの導入計画の作成に当たり、導入目標時期に期限はあるのか	本事業において作成いただく電子カルテの導入計画に関して、導入目標時期の期限はありません。 訪問支援（オンラインによる支援含む）の内容なども踏まえご検討ください。
	8	訪問支援（オンラインによる支援を含む）や導入計画の作成が達成できなかった場合、支援金を返還しなければならないのか	交付の条件としていることから、未達の場合は返還事由となります。 電子カルテの導入に関しては「電子カルテシステム相談窓口」にてご相談を随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。 （電子カルテシステム導入相談窓口（再掲）： https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/iryodigital/denkarusoudan）
	9	（急性期医療臨時支援事業） 「令和7年度と同程度以上の救急車受入が可能な体制を維持すること」とあるが、令和7年度の受入実績を下回った場合は支援金を返還しなければならないのか	交付の条件としては体制の維持を求めていることから、受入実績が下回ったことのみをもって直ちに返還を求めることはありません。 ただし、実績が下回った場合でも、引き続き、令和7年度と同程度以上の受入が可能な体制を維持するようにお願いします。 なお、体制が維持されていないと判断された場合には返還事由となります。
	10	（急性期医療臨時支援事業） 実施要綱に記載のある『その他急性期医療に相当する入院料として知事が認めるもの』とは具体的にどういった入院料を指すのか	現時点で当該要件に該当する入院料はございません。 今後、国の制度改正などにより該当する入院料を設定した際にはH・P等にてお知らせいたします。
5. jGrants	1	GビズIDについて	https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html
	2	GビズIDの取得方法	https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html
	3	どの種類のアカウントで申請できるのか	『GビズIDプライム』と『GビズIDメンバー』のアカウントです。
	4	1つの法人に複数の病院がある場合、どのように申請すればよいか	法人で『GビズIDプライム』を取得後、各病院ごとに『GビズIDメンバー』アカウントを発行し、申請してください。
	5	jGrants よくあるご質問	https://www.jgrants-portal.go.jp/faq
	6	jGrants 事業者用クイックマニュアル	https://www.jgrants-portal.go.jp/request-flow